

患者さん・ご家族・職員を守るための方針に関するご理解について —パシエントハラスメント防止に対する当院の方針—

患者さん、そのご家族さまへ

当院は、すべての職員が相互の人権を尊重し、多様な価値観や生き方を受容するダイバーシティ＆インクルージョン「D&I」の理念を基盤とし、誰もがその能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進します。

いかなるハラスメントも絶対に許容せず、未然防止および早期発見・早期対応に全力で取り組むことを当院方針とし、公開いたします。

これからもよりよい医療を提供し続けるよう尽力して参ります。患者さんや職員の安全で安心な環境を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

パシエントハラスメントの定義

当院ではパシエントハラスメントを「患者さんまたはそのご家族等による、合理的な範囲を超えた要求や社会通念上不相当な言動(威圧、暴言、暴行、強迫など)により、当院職員が安心して働ける環境が害される行為」と定義します。(厚生労働省の『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』を参照)

外部専門家との連携、職員への啓発

当院では以下のことを実施しています。

- ・悪質なパシエントハラスメントには、警察への通報や外部専門家(弁護士など)と連携して厳しく対処していきます。
- ・パシエントハラスメントを未然に防止し、発生した場合の対応方針と手順を規定します。
- ・職員を対象としたパシエントハラスメントへの対応要領について研修を実施しています。
- ・パシエントハラスメント被害にあった職員のサポートを最優先に努めます。

パシエントハラスメント当院の対応

パシエントハラスメントをされた患者さん等に対しては、診療をお断りする場合があります。また、警察に通報し、あるいは、弁護士による対応をさせていただく場合があります。

令和8年 7 月

島根県済生会江津総合病院 病院長